

生田浄水場用地の有効利用に関する基本方針【概要版】

I 趣旨

水道事業及び工業用水道事業の再構築計画に基づき、平成27年度をもって生田浄水場は水道事業の浄水場としての機能を廃止し、工業用水道事業専用の浄水場となること等により有効利用可能な用地が生じます。

有効利用については、地方公営企業として収益性の確保を前提とした上で、当該用地が市民共通の貴重な資源、財産であることから、行政需要等を踏まえ、地域のまちづくりの視点から取組を進める必要があります。

このため、導入機能と有効利用の方向性を明らかにすることを目的として、本基本方針を策定し、今後、有効利用の具体化に向けた取組を推進していきます。

II 有効利用の基本的な条件

1 周辺環境

生田浄水場周辺地域は、「川崎市緑の基本計画」において「多摩川崖線軸」として位置付けられ、崖線緑地のつらなりを維持するため、その保全、創出に努めている地域となっています。

2 対象用地及び前提条件

| 用地 | 面積 | 主な前提条件 | |
|-------|----------|--------------|--|
| | | 用途地域 | 水道施設用地の制約 |
| 浄水場用地 | 約47,500㎡ | 第2種中高層住居専用地域 | <ul style="list-style-type: none"> 将来において、浄水場及び配水池を更新するまでの間、有効利用が可能 管路を中心に幅6mは上部に構築物は不可 配水池上部は耐荷重の制限があり、構築物は不可 水の安全を確保する観点から用途等の制限がある。 |
| 配水池上部 | 約18,500㎡ | 第1種低層住居専用地域 | |

3 背景

(1) 水道事業及び工業用水道事業の中長期展望の施策との関係

中長期展望の施策に基づき、浄水場用地等を有効利用することにより、収益を確保するとともに、環境施策の推進、お客さまとのコミュニケーションの充実等に取り組めます。

(2) 地域課題等

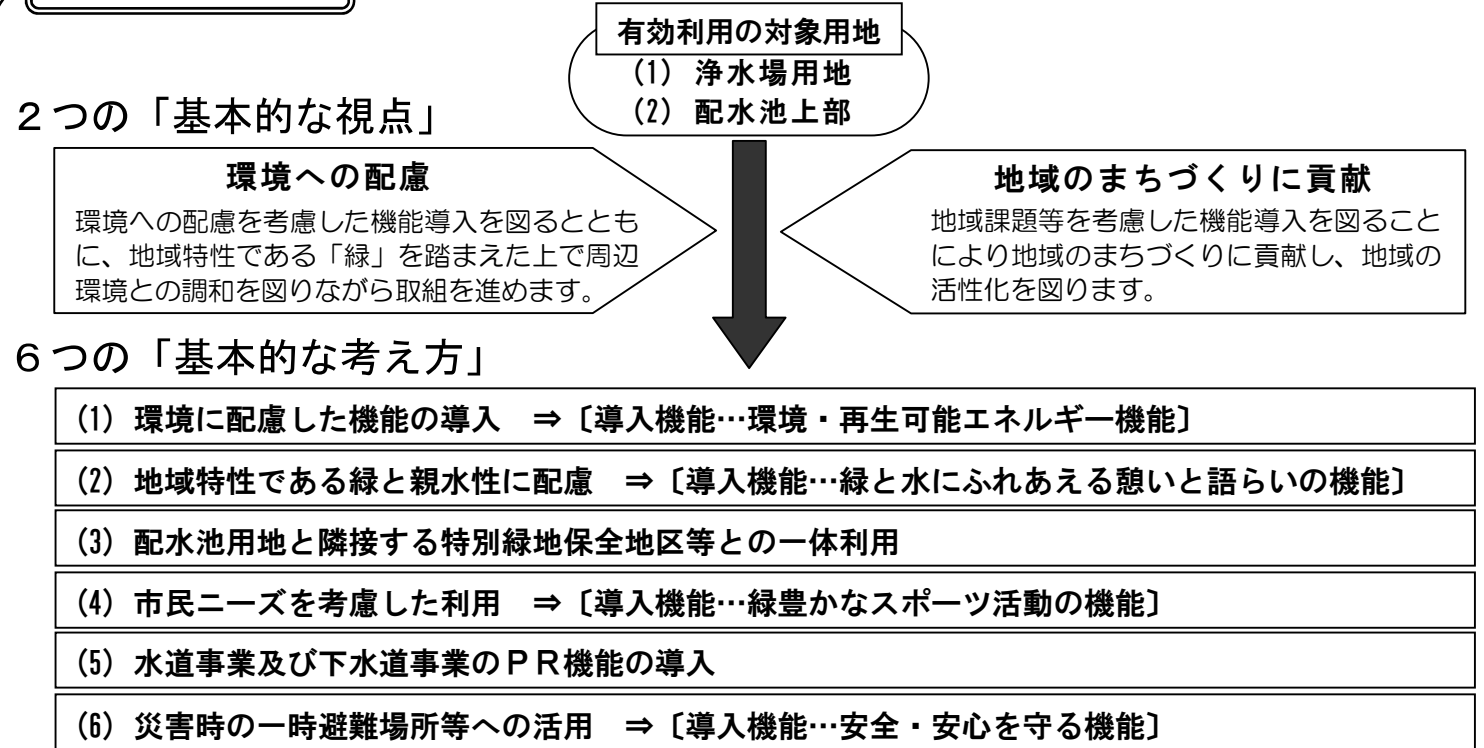
地域のまちづくりに貢献するため、次の4つの地域課題等を踏まえた取組を推進します。

| 地域課題等 | 概要 |
|------------------|--|
| ①緑の取組の推進 | 多摩川崖線軸上にある生田浄水場周辺の貴重な緑地が実感できる取組を推進する必要があります。 |
| ②多様なスポーツ施策の推進 | 市民の誰もが、いつでも、どこでもスポーツ・レクリエーション活動に親しむことができる環境を整備し、健康増進やコミュニティの形成を図ることが課題となっており、地域の特性やスポーツ資源を有効に活用し、効果的なスポーツ施策を推進する必要があります。 |
| ③地域コミュニティの活性化の促進 | 地域における健康づくりの取組の充実や、地域コミュニティや世代間交流の活性化などを行う必要があり、高齢者や子育て世代などが自由に集い、また、自由な形で活用できる場の確保が求められています。 |
| ④地域の防災力の強化 | 大地震等の災害に的確に対応する防災機能の強化を図り、地域の防災力を少しでも高めていく必要があります。 |

III 有効利用の基本方針

「環境への配慮」と「地域のまちづくりに貢献」の2つの基本的な視点及び6つの基本的な考え方に基づき、導入機能と有効利用の方向性を定めます。

基本方針の概念図



導入機能と有効利用の方向性



※ 浄水場用地の有効利用において配慮すべき事項
 ・地域課題等を踏まえた多様な利用方法
 ・将来のまちづくりに備えるための対応

IV 今後の取組

基本方針で示した内容に基づき、ソーニング、事業主体、事業手法など有効利用の具体化に向けた検討を進め、その内容を取りまとめた「基本計画」を平成24年度に策定し、平成25年度以降「整備計画」の策定等の取組を進めます。

スケジュール

| | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度～ |
|-------|---------|---------|--------|----------------|--------|----------|---------|
| 再構築計画 | 配水池 | 施工 | | | | | |
| | 浄水場 | 施工 | | 配水池工事の作業ヤードで使用 | | 既存構築物の撤去 | |
| 有効利用 | 基本方針の策定 | 基本計画の策定 | 配水池上部 | 整備計画の策定等 | | 施工 | |
| | | | 浄水場用地 | 整備計画の策定等 | | | 施工 |